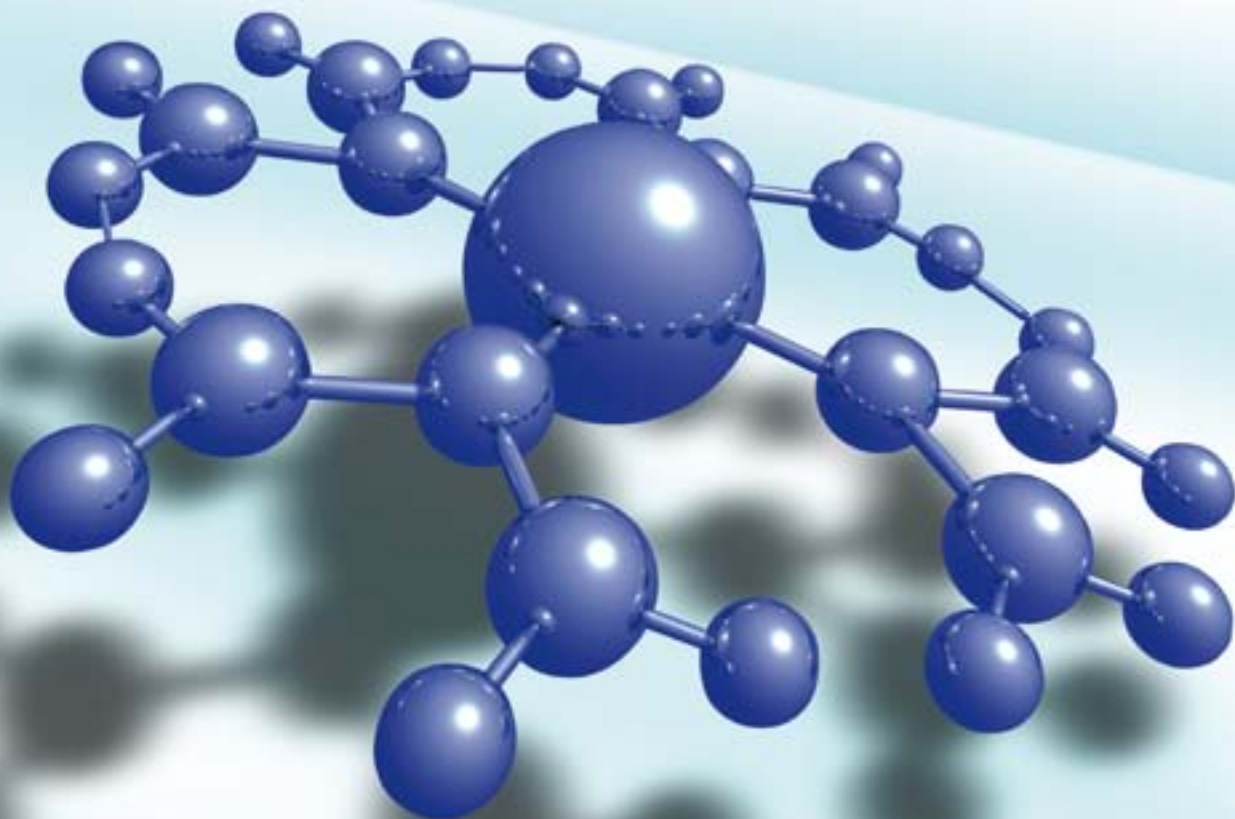


# 自治研 かんがわ

2012 **12** No.137  
(通算 201号)

## CONTENTS

- 巻頭言「教育委員会制度を改めて考える」  
厚木市で公契約条例が成立へ**  
公益社団法人神奈川県地方自治研究センター主任研究員 勝島行正 ..... 1
- 大都市行政区における住民参加組織の可能性**  
公益社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員 谷本有美子 ..... 9
- 「大都市制度についての中間報告(素案)」がまとまる**  
編集部 ..... 19
- 大阪都構想・区割り素案公表**  
編集部 ..... 20



公益社団法人 **神奈川県地方自治研究センター**

教育委員会制度を改めて考える

芹沢 秀行（神奈川県教職員組合執行委員長／神奈川県地方自治研究センター理事）

衆議院選挙を目前（執筆時12月3日）に控え、各政党の政策が発表されていますが、これまで、これほど教育委員会制度に言及された選挙があったでしょうか？

教育委員会制度の「改正」を政策に掲げている政党の内容をまとめてみると以下のように整理されます。「教育委員会制度の廃止も含め、教育委員会制度を改革」「教育委員会制度の抜本的な改革」「地方自治体の判断により、教育委員会を設置するか否かを決定できるようにする」等です。

これらの政策の根底には、現行教育委員会制度に対する、強い不信感があることが読み取れます。しかし、その批判が、戦後教育改革・地方自治改革の中で、戦前の教育の反省から教育の中立性を重視し、教育委員会制度が設置されたという、理念に立ち返っての議論がほとんどされていないことに強い懸念を持ちます。

つまり、現行教育委員会制度がめざすところが実現されていないという批判ではなく、現行制度が要請している趣旨とは、違う立場からの批判なのです。

廃止を含む抜本的改革を主張する人々の発言の観点は、①選挙という民意を反映した首長の意向が教育行政に反映しづらい、スピード感がない②教育委員会制度といたしながら、実質的には、事務局を務める教育委員会事務局＝教育長の力が大きく、教育委員の仕事・責任が不明確、であるなどです。その意見に対しては、教育という中立性を求められる行いが、その時々首長の意向がダイレクトに反映することの危険性はないのか、教育行政の一貫性はどのように担保されるのか、スピード感は拙速にならないか、と反論したいと思います。

私は、教職員組合役員として、約20年間、神奈川県内の県・市町教育委員会に接してきましたが、首長の影響・意向が教育委員会事務局に反映をすることは、予算策定を見れば、明らかです。しかし、時として、結果を急ぐ首長やあまりに自分の考えを、教育行政に押し付けようとする首長に対して、事務局が粘り強く、経過や実態について説明をし、理解を求めるという場面も、しばしば経験してきました。そこに、バランスが成り立っていると感じています。

個々の教育委員に対しても、提起される課題や質疑に対し、その意向が反映するように、たいへん丁寧に対応しています。逆にこのような過程で、非常勤の教育委員が、常勤の教育長・事務局に、ほとんどお任せにするようなことがあるとすれば、改善は当然必要です。

教育と権力が分かちがたく結びつくことは、歴史が証明しています。教育委員会制度が形骸化せず、真に教育委員会制度の趣旨が実現されることを強く願うものです。

# 厚木市で公契約条例が成立へ

－秋田市「公契約基本条例案」来年2月議会提案へ、  
川越市議会が「公契約条例案」提案の動き－

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター  
主任研究員 勝島 行正

2012年6月号（公契約条例の現段階と課題－全国の動向をふまえて考える－）で神奈川県厚木市の公契約条例が制定に向けて準備を行っていることが報告したが、12月議会に条例案が提案され、関係委員会で賛成多数となり本会議での採決に付されることとなった（12月11日現在）。いまのところ成立の見込みである。さらに、秋田市では「公契約基本条例」が来年2月議会に提案の見込みである。また、埼玉県川越市において議会が「公契約条例案」を提案する動きをみせている。これらの動向とあわせて報告する。

## 1. 神奈川県厚木市で条例成立へ

神奈川県厚木市は、「公契約条例」制定に向けて準備を進めてきたが、2012年12月議会定例会に議案が提案され、11日の総務企画常任委員会で採決された。今後は、21日の本会議で採決され、成立するものと思われる。

### （1）提案までの経過

厚木市の小林常良市長は、2011年2月市長選挙で「公契約条例について任期中の実現をめざす」と公約し、再選された後に庁内に検討会を設け、条例の準備を行ってきた。2012年5月15日に学識者、事業者・労働者代表による「厚木市公契約条例検討協議会（以下「協議会」）」が設置された。この協議会は、「条例に盛り込むべき内容及び関連する個別事項等について、事業者又は労働者の立場から検討を行う」こととされている（「厚木市公契約条例検討協議会設置規定」第2条「所掌

事務」）。

委員会は、使用者側2名（厚木市建設業協会副会長・厚木市商工会議所サービス業部会副部会長）、労働側2名（厚木愛甲地域連合議長代行・全建総連厚木市建設連絡会神奈川建設労連書記次長）で構成され、会長に建設業協会副会長、職務代理者に厚木愛甲地域連合議長代行がそれぞれ選出された。第1回協議会は、条例案の概要や今後のスケジュール等が示され、意見交換の後に確認された。

第2回協議会は6月14日に開かれ、事務局からパブリックコメント（以下「パブコメ」）にかかる条例骨子案が示された。また、6月13日に開催された「厚木市公契約条例意見交換会（建設関係21名、議員3名が出席）」について報告された。条例骨子案について意見交換がされ、案についてパブコメにかかることが了承された。

その後、8月1日から31日にかけてパブコメが実施され、11月に結果が公表された。

さらに、11月21日に「(仮称)厚木市公契約条例懇談会」が、事業者を対象に開催された。

また、第3回協議会が11月22日に開かれ、「厚木市公契約条例案及び同条例施行規則案の概要」について意見交換がされた。

#### 【経過の概要】

2011年2月 小林常良氏再選(マニフェストで「公契約条例について任期中の実現をめざす」)

2012年5月15日 第1回「(仮称)厚木市公契約条例検討協議会」開催

2012年6月13日 「(仮称)厚木市公契約条例意見交換会」(建設関係21名・議員3名出席)

2012年6月14日 第2回「(仮称)厚木市公契約条例検討協議会」開催

2012年8月1日から31日 「(仮称)厚木市公契約条例及び同条例案施行規則の骨子について」パブコメを実施

2012年11月21日 「(仮称)厚木市公契約条例懇談会」(事業者対象)

2012年11月22日 第3回「(仮称)厚木市公契約条例検討協議会」開催

2012年11月29日 厚木市議会開会

2012年12月11日 厚木市議会総務企画常任委員会

2012年12月21日 厚木市議会本会議

#### (2) パブリックコメントの結果

8月1日から31日かけて実施されたについてのパブリックコメントの結果は次のとおりである。

意見提出者の数 199人

意見件数 338件

このうち、「条例案等に反映されたもの」5件、「意見の趣旨が既に条例等骨子に盛り込まれていたもの」19件、「今後の取組において参考にするもの」107件、「条例案等に反映で

きないもの」5件、「その他(感想・質問)」202件、となっている。

#### 【条例に反映された内容】

1. 作業報酬審議会委員の増員。

当初案5名→6名

2. 公契約条例について、5年を超えない範囲で見直しをすることとしているが、制度について審議会の意見を伺うことができるように変更。

(厚木市HP「経営会議案件(2012年10月30日)」参照)

#### (3) 厚木市公契約条例案の要点

厚木市公契約条例案の要点は、以下のとおりである。なお、自治研かながわ月報6月号で報告した要点について変更された部分もある。

##### 【1】目的

市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責任を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与すること。

##### 【2】条例を適用する契約の範囲

・建設工事 1億円以上

・業務委託 1千万円以上

※工事实績 2011年度6件、2012年度4件  
委託実績 2012年度30件

・業務委託対象職種(庁舎その他の建物(その敷地を含む)における清掃、人的警備、

・業務委託対象職種(庁舎その他の建物(その敷地を含む)における清掃、人的警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換に関する契約、道路、公園その他の施設清掃に関する契約、給食の調理に関する契約

- ・指定管理協定（老人憩の家及び集会所に係る管理協定を除く。）

### 【3】労働者の範囲

- ・設計労務単価に掲げる職種に該当し、工事請負契約に係る作業に従事する労働者等（注・「派遣、一人親方含む」）
- ・業務委託契約又は指定管理協定に係る作業に従事する労働者

### 【4】労働報酬下限額

- ・公共工事設計労務単価、地域別最低賃金額及びその他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して定める。

※労働報酬下限額（賃金）については、当初案では、

建設工事が公共工事設計労務単価及び厚木市生活保護基準

業務委託・指定管理が厚木市生活保護基準となっていたが、建設労組、地域連合共に生活保護賃金を基準とすることに反対を表明していた。

最終案にある「公的機関が定める労務単価」とは野田市の条例にある「建築保全業務労務単価」等をさすものと思われるが、「地域別最低賃金」とは何を意味するのか、よくわからない。

これまで川崎市、相模原市、多摩市などの公契約条例は、委託業務に関しては生活保護基準としてきた。議論の過程では、生活保護基準は賃金基準としてはベストではなくベターな選択としてこれを使用してきた。

厚木市の「地域別最低賃金」については、はじめてのことであり、具体的な運用について解説をまちたい。

### 【5】労働報酬審議会

- ・労働報酬下限額について調査審議する審議会を設置する。構成は、労働者、事業者代表、学識者。

※委員の数については、当初5名とされて

いたが、6名に変更された。

### 【6】継続雇用

- ・継続雇用については、仕様書に盛り込むこととなった

※当初の案「継続性のある業務に関する対象契約を締結する受注者は、当該契約の締結前から業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するよう努めることを規定する」とあった。

### 【7】出資法人等の努力義務

- ・市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるものは、そのものが当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた扱いをするよう努めることを規定。

### 【8】見直し

- ・市長は、5年を超えない期間ごとに、条例の運用状況の点検及び評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること規定する。

※当初案では、「一定の期間内」に検討し、必要な措置を講ずるとあった。

### 【9】施行

- ・条例一部施行 2013年1月（報酬審議会設置、報酬下限額決定）
- ・条例全面施行 2013年4月1日

## 2. 秋田市公契約基本条例案

秋田市の「(仮称)秋田市公契約基本条例案概要」が、2012年9月25日から10月24日かけてパブリックコメントにかけられた。2009年に秋田市長となった穂積志市長は公約として「市が発注する公共工事について、企業後継者の健全な育成を支援するため、公正な労働や雇用の確保・継続など、多様な視点から総合評価する公契約条例の制定を目指す」としていた。2012年3月31日付けの「平成23年度市長公約進捗状況一覧」(秋田市HP)

には、「公共調達の基本方針を柱とし、地元企業の育成や労働環境の確保を目的とする公契約基本条例を平成24年度内に提案する」となっている。

これに基づいて、準備・検討がなされ9月25日から10月24日にかけてパブリックコメントが実施された。

以下、秋田市公契約基本条例の要点である。

### (1) 条例の概要

第1 目的「この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。」

第2 定義 略

第3 基本方針「(1) 公契約の締結に当たっては、価格以外の要素を考慮するなど、地元企業の受注意欲に配慮した発注を推進することにより、地域における雇用を促進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 公契約の履行に関わる労働者の労働条件その他の労働環境の向上を図ること。

(3) 公契約の履行成績の評価を行う仕組みを整備し、不当な価格での入札を防止することにより、工事、製造および業務の品質を確保を図ること。」

第4 市の責務「市は、この条例の目的を達成するため、地元企業の活性化、労働環境の向上および工事等の品質の確保につながる施策を実施します。」

第5 受注者の責務 「(1)、(2) 略

(3) 受注者は、労働基準法、最低賃金法その他の関係法令を遵守し、対象労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならないこととします。」

第6 地元企業の活性化等のための仕組みづくり 略

第7 労働環境の向上のための仕組みづくり 「1 市は総合評価落札方式において、労働環境に関する評価項目を加えることにより、対象労働者の労働環境の向上を図ります。

2 受注者、対象労働者および市は、第7の1の評価項目および評価方法等の実効性を確保するため、次に掲げる事項について取り組むものとします。

(1) 受注者は、対象労働者が労働時間、作業報酬額等についてあらかじめ確認できるよう対応すること。

(2) 対象労働者は、支払を受けた作業報酬等について異議があるときは、市又は受注者もしくは当該受注者の下請負人に申し出ることができる。

(3) 市は、第7の2の(2)の申し出があった場合は、立入調査その他の必要な調査を実施するとともに、違反があったことが明らかなきときは、是正のための必要な措置を命ずることができる。」

第8 品質確保のための仕組みづくり 略

第9 委任 略

### (2) 今後の予定

市は、2013年2月議会で条例案を提案し、2014年4月から施行する予定である。

## 3. 川越市公契約条例案

### (1) 簡単な経過

埼玉県川越市議会9月議会において議員による公契約条例案が、全会派一致で市議会の議案となったが、動議があり、現在、継続審査となっている。

条例案は、11月10日から30日にかけて市議会として市民にパブリックコメントにふされた。また、「議員対象」および「事業者・労働者を含む市民向け」の説明会がそ

れぞれ開催された。

## (2) 市当局は「寝耳に水？」

市議会が「公契約条例案」を作成し、議会に提案する例は、兵庫県尼崎市などでもみられるが、全会派一致となるケースはこれまで無かった。この点では、議会側の努力に敬意を表したい。

しかし、今回の条例案については、行政当局との事前のすりあわせもなく、まったく議会が単独で議案にしたものであり、行政当局にとってはまさに「寝耳に水」であったと聞く。

これまでの市長の公契約条例に対する姿勢は、「本来、国が制定すべき事項と考えるため、今後、国、県、その他自治体の動向を勘案し検討したい。（「市議会だより」平成22年1月25日号／市議会HP）」というものであった。

議会と市当局とが意見を異にする条例の場合に、提案する側が、理解を求め、合意を得る努力をすることは、当然なことである。議会側の動きを受けて、行政当局としては急きょ野田市への調査を行うなど対応しているとの事である。果たして、市長は、議会案にどのような答弁をするのであろうか、注目されるところである。

## (3) 市民・労働組合・事業者も「初めて聞く？」

また、今回の公契約条例案については、市当局だけでなく、市民も労働組合も事業者も「知らなかった」ということであり、事業者側の厳しい反対の声があるという。

「公契約条例」に限らず、およそ条例を提案するにあたっては、市民や当事者との意見交換・合意形成に向けて努力するのは当然なことである。

他自治体でも、条例案の段階から議論を

重ね、場合によっては意見の違いを乗り越えて成立させてきた経過がある。

多摩市では、自治基本条例に基づいて「条例の事前の検討」が事業者・労働者の代表と学識者によって行われた。当初、条例案に反対の意向が強かった建設業者が、市当局も交えての率直な意見交換を行った中で、市側の契約制度をめぐる改善点も明らかになり、共通の理解が形成され、事業者も理解を示すようになった。こうした経過が、条例制定の大きな背景となっている。

公契約条例の運用にあたっては、発注者（自治体）と受注者（業者）はもちろん、そこで働く者もふくめた共通の理解のもとで、行政当局による点検、指導などとあわせてはじめて効果があがるものである。この点をふまえて、川越市議会としてなお努力を重ねて、よりよい条例とされるよう要望するものである。

## (4) 条例案の要点

条例案の要点は次のとおりであるが、条例案の構成は、多摩市公契約条例とほぼ同じものである。

### 【1】適用範囲

- ・工事又は製造の請負契約 5000万円以上
- ・上記以外の請負契約 5000万円以上
- ・指定管理者も対象

### 【2】労務報酬下限額

- ・工事又は製造の請負  
公共工事設計労務単価
- ・上記以外の請負  
当該業務の標準的な賃金（市長が別に定める期日までの間は生活保護水準）

### 【3】継続雇用

- ・当該公契約等の締結前から当該業務に従事していた労働者のうち希望する者を、特段の事情がない限り雇用するように努めること。

## 厚木市公契約条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、市が締結する公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び受注者の公契約の締結に伴う責務を明確にすること等により、当該業務に従事する労働者等の労働環境の整備並びに公契約に係る事務及び事業（以下「公契約事務等」という。）の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 市が締結する工事又は製造その他についての請負の契約及び地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものと市が締結する公の施設の管理に関する協定（以下「管理協定」という。）をいう。

(2) 市長等 公契約を締結する権限を有する者（受注者を除く。）をいう。

(3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。

(4) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(5) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

### （基本方針）

第3条 公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。

(1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。

(2) 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。

(3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(4) 公契約の適正な履行を確保すること。

(5) 労働者等の労働環境に配慮すること。

(6) 地域経済の活性化に努めること。

### （市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、基本方針の下に公契約に係る施策を推進するものとする。

### （受注者の責務）

第5条 受注者は、市の事務及び事業を実施する者としての社会的責任を自覚し、公契約を適正に履行するものとする。

2 受注者は、労働者等の労働環境の整備に努めるものとする。



3 受注者は、受注関係者との契約を締結するに当たっては、関係法令を遵守することが公契約事務等の質の向上に資することを認識し、その契約を締結するものとする。

4 受注者は、市が推進する公契約に係る施策に協力するものとする。

#### (労働報酬下限額)

第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる公契約の種類ごとに、当該各号に定める者に対して支払われるべき1時間当たりの労働の対価の下限の額（以下「労働報酬下限額」という。）を定めるものとする。

(1) 市が発注する予定価格1億円以上の工事の請負契約（以下「対象請負契約」という。）対象請負契約に係る業務に従事する労働者等（農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「設計労務単価」という。）に掲げる職種の業務に従事する者に限る。）

(2) 市が発注する予定価格1,000万円以上の業務の委託に関する契約及び管理協定（市長等が別に定める契約及び管理協定に限る。以下「対象委託契約」という。）対象委託契約に係る業務に従事する労働者等

2 労働報酬下限額は、対象請負契約及び対象委託契約の内容に応じて、次に掲げる額等を勘案して定めるものとする。

(1) 設計労務単価

(2) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額

(3) その他公的機関が定める労務単価の基準

3 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、厚木市労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。

#### (契約において定める事項)

第7条 市長等は、対象請負契約又は対象委託契約においては、前条第1項各号に掲げる者に対し、受注者が同条に規定する労働報酬下限額以上の労働の対価を支払わなければならないことその他のこの条例の目的を達成するために必要な事項を定めるものとする。

#### (労働報酬審議会)

第8条 市長は、労働報酬下限額等について調査審議するため、事業者等で構成する厚木市労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### (出資法人等)

第9条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の目的に沿って、出資法人等が当事者となる契約については市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努めるものとする。

#### (点検等)

第10条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況の点検及び評価を実施し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

#### (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 8 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に、公告その他の申込みの誘引又は指定管理者の指定の申請に係る告知を行う対象契約について適用する。

### (厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年厚木市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

<以下、省略>

# 大都市行政区における住民参加組織の可能性

— 横浜市の区民会議と行政との関係から —

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 谷本有美子

## はじめに

新たな大都市制度の検討をすすめてきた横浜市では、今年 6 月に横浜特別自治市大綱原案（骨子）を公表し、9 月には市民を対象に「大都市制度フォーラム」を開催した。フォーラムでは、新たな大都市制度「特別自治市」に期待される効果とともに「住民自治機能の強化」についての考え方も示された。

大綱原案には、住民自治の強化について具体的な制度設計は未だ示されていないものの、市の附属機関「横浜大都市自治研究会」（座長：辻琢也一橋大学教授）では、2012 年度中に予定されている第 2 次提言とりまとめに向け、区のあり方についての検討が進められている。

他方、横浜市では 1970 年代半ばから各行政区に「区民会議」が誕生し、区行政に市民の意見・要望を反映させる仕組みとして機能してきたが、近年は任意団体化や解散が相次ぎ、衰退傾向にある。区のあり方検討には、それとセットで区レベルの住民自治のあり方検討も欠かせないはずであるが、そのような現状で、新たな大都市制度における区レベルの参加・参画体制がどのように整備されていくのか、という点は極めて興味深い。

そこで本稿では、横浜市の区民会議を題材に、住民自治の観点から行政との関係に焦点を絞って、大都市行政区の住民参加組織の今

後の可能性について考察をすすめてみたい。

## 1. 行政区における「区民会議」— 県内指定都市の比較 —

まず、県内の 3 指定都市における区民会議の位置づけや役割を整理・比較し、横浜市における区民会議の特徴を明らかにしておく。

行政区における区民会議の設置は任意であるが、3 指定都市にはいずれも「区民会議」という住民参加組織がある（資料 1）。

### ① 横浜市の区民会議

最も歴史の古い横浜市の区民会議は「区民の自主組織」と位置づけられている。その設置根拠は、要領や要綱などにより各区で定めており、区民会議の役割に関して現在は統一的な規範がない。区ごとに扱いは異なるが、事例で紹介する保土ヶ谷区の設置要領では、区民や行政への提言、関係機関への情報提供や要請等が区民会議の主な役割とされる。

メンバーは、「連合町内会からの推薦」「市民組織からの推薦」「公募」の 3 つの枠で構成されるところが大半で、保土ヶ谷区区民会議要領では 120 人程度の規模とされる。任期は 2 年で、委員報酬は支払われない。

### ② 川崎市の区民会議

川崎市の区民会議は、2006 年にスタート

した。市長の諮問機関で、設置根拠は自治基本条例及び区民会議条例にある。

その権限は、「I区における地域課題を把握、その解決を図るための方針及び方策についての調査審議」と「Iの目的を達するために必要な事項についての調査審議」とされる。

委員には、「区域内における各活動分野の団体からの推薦枠」と「公募枠」、「その他区長が必要と認めた者の枠」があり、全体で20人以内とされ、市長が委嘱する。

任期は2年で再任可能、報酬は会議への出席1回につき8000円が支払われる。

### ③相模原市の区民会議

相模原市の区民会議は、2010年の政令市移行を契機に各区単位に市の附属機関として設置された。区域内のまちづくりに関する事項を話し合い、提案する組織である。

設置根拠は附属機関の設置に関する条例、及び各区の区民会議規則による。主な権限は、市長が諮問した事項や地域課題の解決などに関する事項を話し合い、提案することであり、2012年3月には、区のビジョン（区のめざす将来像やまちづくりの方向性）を市長に答申している。

委員には「区内のまちづくり会議からの推薦枠」「区内の公益的活動団体からの推薦枠」「学識経験者」「区内住民」「その他市長が特に必要と認める者」の5つの枠があり、25名以内で構成される。

任期は2年で、市長が任命する。附属機関の委員報酬が日額で支払われる。

以上のように、川崎市・相模原市の区民会議が条例で設置根拠を定め、公式の権限を付与しているのに対し、横浜市の区民会議は、区民の自主組織と位置づけられ、区行政においてその位置づけが曖昧とされる点に特徴がある。それだけ、各区行政サイドの区民会議

に対するスタンスが、区民会議との関係形成に及ぼす影響が大きいともいえる。

## 2. 横浜市における区民会議の歴史的変容と区行政の機能強化

横浜市では、「区民の自主組織」とされる区民会議を長く広聴施策の主要事業に位置づけてきている。ただし、1990年代後半から2000年代前半の約10年間に、期待される役割が当初の「市政参加の場」から、「まちづくり活動団体」へと大きく変化し始めた様子が見えてくる。

1995年版の『市政概要』では、区民会議を「区民が自主的・主体的に組織・運営する市政参加の場であり、行政にとっては、重要な広聴の場です。」と表現しており、区民会議は区行政において区民の参加の場・広聴の場として一定の役割を期待されていた。

その位置づけが近年、大きく様変わりする。2004年版の『市政概要』には、市長との意見交換会やパブリックコメント等の事業と並ぶ、広聴相談活動の一つとして「区民会議の支援」が掲げられている。そこで区民会議は、「地域の合意形成や地域が抱えている課題を共有し、まちづくりを進めていくことを目的として市民相互の話し合いを行うなど自主的・主体的に活動を行っている」組織と解説される。「まちづくり活動団体」的な色彩を濃くしており、「市政参加」の文字が消えている。こうした変化は、横浜市「のパートナーシップ型行政」の推移と対比させることで際立つ（資料2）。

また、区民会議の側でも最近任意団体化や解散が進行し、広聴の場としての存在意義を失いつつある。現在、市が公式ホームページで紹介する区民会議、ないしこれに類する組織があるのは18区中6区のみである。1974年の発足以来、毎年開催されている区

民会議交流会の報告資料から、数年前から行政が「自立化」を要請し始めたことが看取できるが、約 40 年の歴史の中で行政における位置づけの変化とともに、区民会議にはどのような変化が生じたのか。ここでは、区行政との関係を中心に歴史的変容をたどってみる。

### (1) 区民会議発足当時の位置づけ

横浜市で最初に区民会議が発足したのは、1974 年の旭区で、そこから順次各区へと拡大していった。きっかけは、1973 年に展開された「横浜市総合計画・1985」の策定プロセスにおける組織的な市民参加討議にあったとされる。翌 1975 年には当時の 14 区全区に区民会議が発足するに至り、横浜市では同年「区民会議事務取扱要綱」を定めて、行政の基本方針を明確化した（※注 1）。

当時の行政文書には、区民会議の位置づけが次のように記される。ア. 市民が作った市政参加の場、イ. 多様な市民参加の中心の場、ウ. 市民相互、市と市民との討論の場、エ. 市政に重要な役割を果たす場、オ. 都市問題解決と自治充実の母体、である（※注 2）。

そこでは区民会議に対し、市民間の討論の中から多様な意見を集約し、市政に要望を出すという、参加とアドヴォカシーの機能が期待されていた。市民社会からのアドヴォカシーの重要性が、日本社会で理解され始めたのは 1990 年代であり、当時提案された区民会議のしくみは現在でも普遍性がある。しかし、それが行政に主体をおく「広聴」という用語に転化され、行政内部に浸透したことは、その効用に時代的な限界が見出される。

1977 年には、区民会議からの要望を予算に反映させるしくみとして「区要望反映システム」がつくられ、市民からの要望を区が一覧表にして各事業局に検討を依頼する、という形の広聴事業のシステム化が図られている。

### (2) 区役所の機能強化

他方、区民会議の窓口となる区役所については、さまざまな機能強化が図られてきた。紙幅の都合上ここでは、地域活動と関連する部分に絞り、取り上げていく。

1981 年には、「区の主体性、独自性を発揮できる企画調整機能の確保」を目的として、区政推進課が設置された。現在の区民会議担当セクションである。

1994 年には、「個性ある区づくり推進費」が創設され、それまで局から区に配付していた細かな事業予算を大括りにし、区の予算として区長の裁量執行を可能にする（一般分）とともに、各区の責任において執行できる予算を 1 区 1 億円へと大幅に増額（自主企画分）した。

この年の機能強化は、地域総合機関としての区役所の実現を目指しており、保健所の編入や街の美化担当（課長・係長）が設置されるなど、行政組織の大幅な再編と区への事務配分がすすめられている。一方で、地域振興課を設置し、地域活動支援や自主的活動支援、区民利用施設の一元管理など、地域活動の支援体制が強化されており、地域レベルでの市民の活動と区行政との接点が拡大する機会をもたらした時期、ともみることができる。

2003 年には、区長が総合性を発揮し、区域内の事業を調整するしくみが構築される。区政運営方針を策定し、区の幹部職員が区の重要事項を決定する「区づくり経営会議」も創設された。また、区が財政局に対し直接予算要求を実施するしくみが試行され、予算への地域ニーズ反映システムも運用が始まった。

2005 年には、区局連携事業が設置され、区が局に事業の実施を要請して局に財源を提供する制度がスタートした。また、まちづくりの相談・調整や環境施策を地域的に推進すること等を目的に区政推進課に「まちづくり調整担当係長」が配置されている。

2009年には、地域支援機能強化のため地域力推進担当が設置され、市民主体による地域運営、協働による課題解決に向け、地域力向上をめざす取組が推進されてきている。

### (3) 区民会議と区行政との関わりの変化

こうして区役所機能が強化されてきた一方で、1980年代以降、区民会議に対し行政が積極的にアプローチした形跡はほとんど見当たらず、区民会議は積極的には活用されてこなかったといえる。

例外的には、行政区再編時の区民会議新設を目指した動きはある。1986年戸塚区の再編による栄区と泉区の新設、1994年の港北区と緑区の再編に伴う青葉区及び都筑区の新設があったが、栄区と都筑区は区民会議設立に至らなかった。

かつて総合計画の策定プロセスで誕生した「区民の自主的な組織」の区政への活用は、その後は各区の裁量に委ねられてきた。1970年代の区民会議については、「行政主導型の市民参加制度という性格をかなり強く持っていることは否定できない」との指摘もあり（※注3）、各区で地域事情は異なるとはいえ、形式的にも区民会議発足に至らなかった区が存在することは、少なくともこの時期、行政による強い推進力が作用しない状況にあったことだけは明らかであろう。

結果として区民会議は、行政運営上の「広聴」機能の一端を担う区民の自主組織として、曖昧な立ち位置にとどめられることになった。

## 3. 区民会議に対する行政支援の現状

そのような施政方針の変容を経てもなお、いくつかの行政区には活発な動きを見せる区民会議が存在する。18の行政区はそれぞれ、人口構成・地理的条件も異なるが、区行政へのアプローチは、区民会議と区行政との基本

的な関係性を知る手掛かりとはなりうる。そこで、現存する区民会議の中から、最も歴史ある保土ヶ谷区と最も歴史の浅い青葉区の2区の例を取り上げ、行政との接点から、活動継続の要因を探っていくこととする。

### (1) 保土ヶ谷区民会議の概要

保土ヶ谷区民会議は、1974（昭和49）年に始まり、2012年で37年目を迎えた。現在は第19期が活動中である。第19期の委員は89名で、連合町内会からの推薦が約2割、公募が約2割で、残りが区内の各種市民組織からの推薦という構成となっている（資料3）。任期は2年で再任は妨げない。ただし、代表や副代表委員等については、2年・3期の任期を原則とする。

主な活動としては、「環境」「教育」「交通・災害」「福祉」の4つのテーマ別分科会活動がある。また、年1回の「区民のつどい」、年1回6会場で開催する地区連合町内会と共催して「地域のつどい」を開催している。

この「区民のつどい」や「地域のつどい」で区民から出された意見・提言を集約し、「a. 地域でもっと話し合う事項」「b. 区民会議で検討する事項」「c. 行政に提言・要望する事項」に分類して、関係各所への働きかけを行っている。2011年度は「地域のつどい」のテーマを防災に絞り、行政に提言・要望する事項をとりまとめて、区長に提出し、行政からの回答を得るなど、裾野の広い意見集約機能が区の広聴に多大な貢献を果たしている。

区との関係については、保土ヶ谷区区民会議設置要領により、事務局を保土ヶ谷区役所総務部区政推進課に置くこととされている。区民会議の活動経費については、直接区の負担はないが、事務作業等で職員が協力的に下支えしており、区の支援体制が充実している。

### (2) 青葉区民会議の概要

青葉区民会議は、区新設翌年の 1995（平成 7）年に誕生し、現在は第 9 期の活動期間中である。活動期間については、行政年度に合わせて、4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日という期間を設定しているが、委員任期を特に定めておらず、継続的に活動に関わっている委員が多い。委員数は、誕生から 5 年程度は 100 人を越えた時期もあったが、2000 年代に入ってから 80 名前後で推移している。

委員の半数以上を公募委員が占めており、公募委員の入会については、委員総数の範囲内で随時受付としている点が特徴的である。

日常的な活動として、「自然環境」「安全・安心」「健康・福祉・教育」をテーマとする 3 つの部会が設置されており、月 1 回程度の各部会定例会のほか、調査活動や施設見学、勉強会などが頻繁に開催されている。まさに「行動する」区民会議である。

区との関係は、①区民会議の活動経費について必要に応じ区が負担し直接執行すること、②区民会議の自主的な活動に対し、側面から支援するとともに、助言を行うための事務局を青葉区役所総務部区政推進課に置くこと、などが設置要綱に定められている。

### （3）区民会議の意義と区行政の関わり

保土ヶ谷区も青葉区も区民会議設置要綱で区の区政推進課に事務局を置くことを定めている以外、区の予算措置は一律ではなく、支援体制も異なるが、地域特性に応じた両者のパートナーシップが確立されている点は、活動継続の共通要因として挙げられる。

保土ヶ谷区民会議は、基本理念は「広聴・提言・行動・発信」にあるとし、自らの位置づけを「区民の目線で、行政と区民とのパイプ役」「連合町内会、各種団体との関係をより親密に、行政のパートナー」と位置づけている。つまり、区民の側から行政のパートナーたる自覚をもって、地域の各団体と連携を

図りながら、広聴や提言活動を積極的に行う組織体として存在しているのである。

青葉区民会議では、区民会議の意義を「区民の意見や願いに耳を傾け、集めるという作業の『広聴』活動と、集まったさまざまな意見や考えを精査検討し区や市に提言する『政策提言活動』の二つですと表現している。また、そこでの「広聴」活動を「市民意見を集め、互いに考える場を開く集団広聴の場は、唯一区民会議だけが担っている仕組み」にあるとして、存在価値を見出す（資料 4）。

このように両区民会議は「広聴」と「（政策）提言」という 2 つの機能が活動の支柱にあり、それが両区の広聴部門における区民会議への期待に適合しているため、行政が区民会議の活動を支える論理が成立する。

ただし、たとえば区が主体的に対応できる予算の「個性ある区づくり推進費」の編成過程には、区民会議の意見反映を予定したしくみが組み込まれていないように、区民会議が区政全体に活用されているわけではない。

## 4. 新たな区民参加方式－泉区モデルの普及可能性－

ところで、冒頭に記した「横浜大都市自治研究会」の第 1 次提言は、「地域課題の解決や区政に関する意見聴取のために、区民参加の場として区民協議会を設置する。」として、新たな区民参加の場として「区民協議会」という組織の設置を提唱している。

そこでは、区民協議会の詳細な制度設計に踏み込まれていないが、第 2 次提言では、区レベルの議会のあり方と合わせて設計図が示されることが見込まれる。かつ横浜市ではすでに泉区が、区民会議を協議会方式に移行し、独自展開をしている事例があることから、これが一つのモデルとして他区への普及を期待されている様子がうかがえる。

そこで本稿でも、泉区の取組について参考までに簡単に触れておきたい。

泉区は、2008年から区独自の「新しい地域自治のしくみ」をスタートさせた。

それは、地域レベルの課題整理・課題解決を担う「地区経営委員会」と、区長の私的諮問機関として地区経営委員会の各地区代表により構成される「地域協議会」という2種類の組織体で運営されるしくみである。

「地区経営委員会」は、連合自治会町内会の区域を単位として設置され、自治会町内会のほか、地区で活動する社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、PTA、商店会、NPOなどで構成されている。その役割は、地区内での合意形成を図りながら課題解決に取り組む実践的なエリアマネジメントにあるとされ、行政による支援は、主に地区経営委員会の活動に対して行われる。

「地域協議会」は、地区経営委員会から各2名ずつ推薦された委員で構成され、主な役割は、区民目線による区役所事業のチェックや区民の区政参画にあるとしている。また、ここでの情報交換が地区経営委員会での活動に反映されることも期待されている。

地域で実践的な活動を担う組織体と、区政参加のための組織体に有機的なつながりをもたせながら、区政及び地域を運営して行こうという新たな試みである。

これを区民会議との比較で捉えれば、明らかな相違点は、従前の行政区全体を単位に一つの組織体で把握しようとするしくみに対し、「地域」という住民により身近な単位を重視している点にある。また、地域課題解決を自らの実践することに重点が置かれていることも、区民会議の役割とは大きく異なる。

## 5. 区民参加組織の今後の可能性

特別自治市構想では、既存の「区民会議」

についての言及はなく、これまで「区民の自主的な組織」と位置付けられてきた区民会議が公式の役割を期待される可能性は低いと言わざるを得ない。実質的に機能している区民会議が3分の1以下という現状を踏まえれば、新たな大都市制度に呼応する住民参加組織として、新たなモデルが提示されるのは自然なことではある。

しかし「区民会議」も、約40年前には区民が区政に参加する場として誕生し、全区への普及が予定されていた。「広聴」のパートナーへの変容は施政方針の変化に対応したものである。40年の経験を踏まえた「区政参加の場」の課題は明らかであろう。

保土ヶ谷区民会議や青葉区民会議の例は、地域住民の特性・属性を活かしながら、時代的適合性を見出しつつ、活動を継続してきたのではないだろうか。地域レベルの多様な意見聴取や課題の発見を、区民会議が率先して進めてきた結果、行政サイドに「参加・参画の場」という認識が欠落したまま「広聴」のパートナーとして不可欠な存在となっている。

いずれにせよ住民参加組織については、「画一の制度設計・普及」ではなく、各区でアレンジ可能な、柔軟なしくみが提示されることを期待しつつ、「参加・参画」の機能面から今後の制度設計を注視していきたい。

※注1：河村十寸穂「横浜市における『区民会議』の意義と役割」（『都市問題第76巻9号1985年9月号』）、50頁～55頁。

※注2：横浜市市民局『区民会議ハンドブック』（1977年）

※注3：河村、前掲論文、60頁。

### 【参考文献】

廣田全男ほか編著『大都市制度の現状と再編課題－横浜市の場合－（横浜都市研究叢書）』（学文社、2009年）

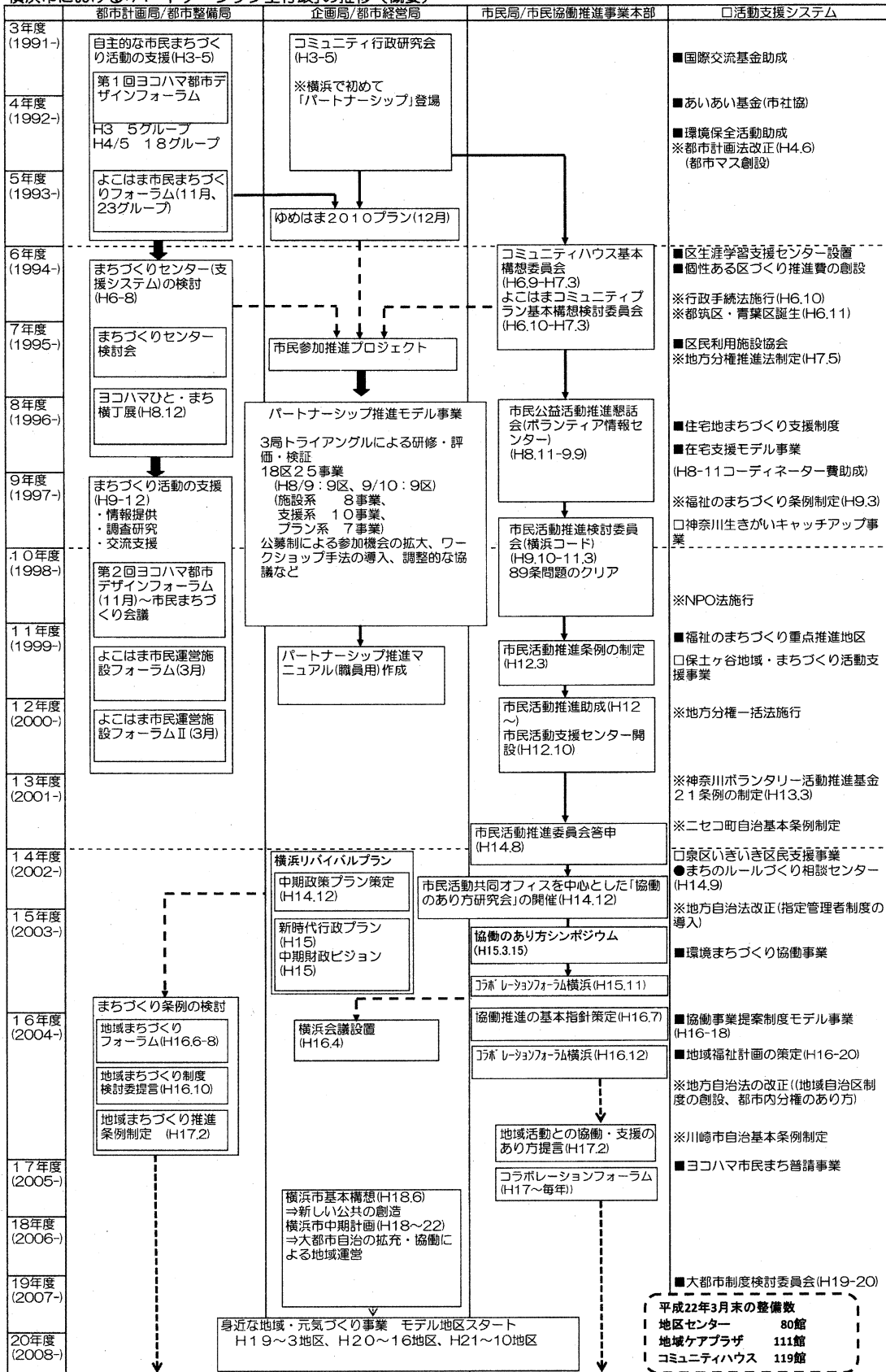


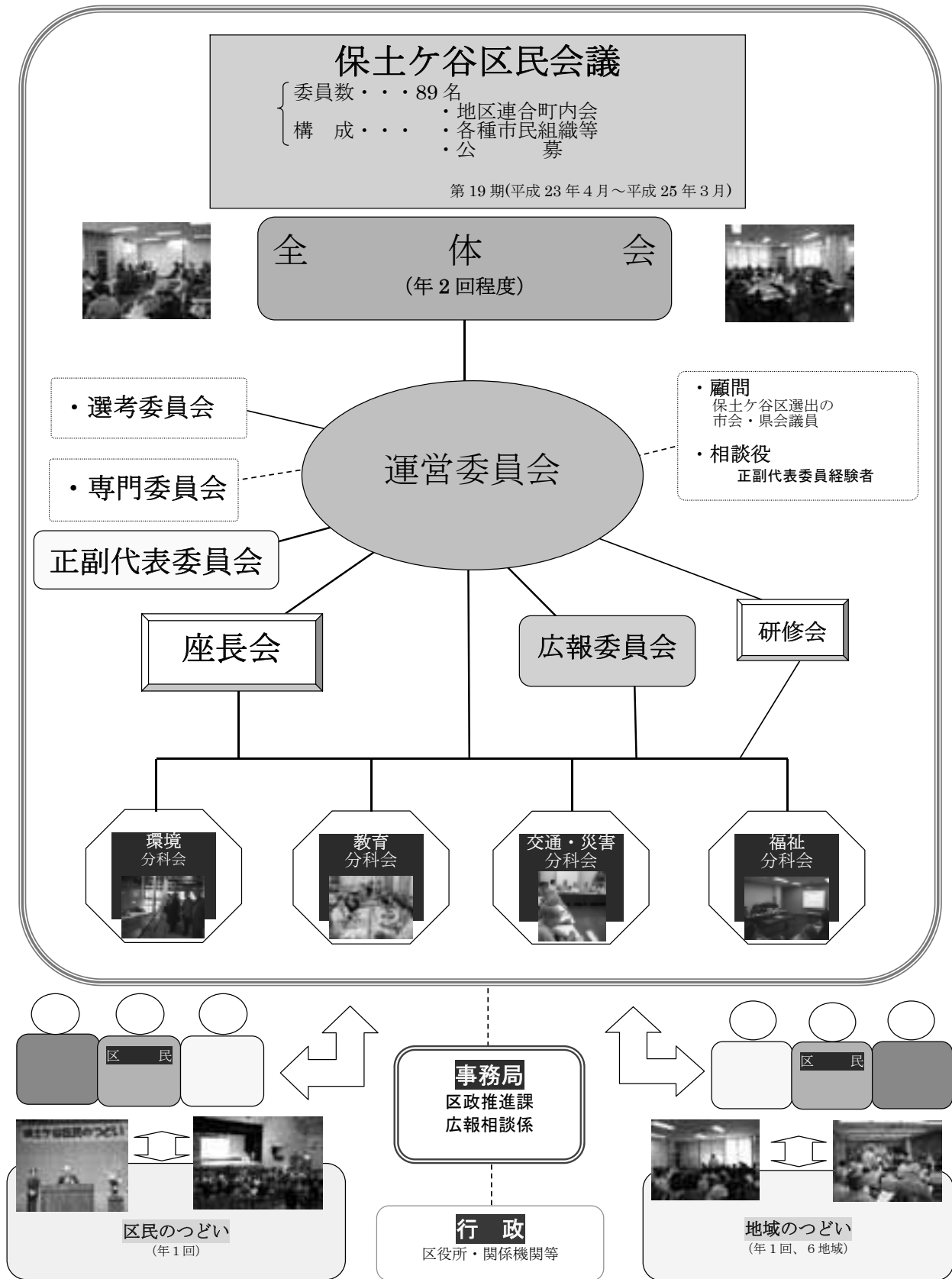
県内政令市における“区民会議”の比較

自治体	横浜市	横浜市泉区(※区独自の取組み)	川崎市	相模原市	※参考 自治法第202条の5
開始時期	1974年4月(旭区が最初)	2009年4月1日	2006年4月1日	2010年4月1日	2004年法改正
名称	区民会議、まちづくり区民の会等	泉区地域協議会	〇〇区区民会議	〇〇区区民会議	地域協議会
根拠規定	設置要領、設置要綱	区の要綱	自治基本条例・区民会議条例	附属機関の設置に関する条例及び各区の区民会議規則	地方自治法第202条の5(地域協議会の設置及び構成員)
位置づけ	区民の自主組織	区長の諮問機関	市長の諮問機関	附属機関	附属機関
区域(単位)	—	—	—	—	地域自治区(法人格を有しない行政区域)に地域協議会を置く(第1項)
メンバー構成	※保土ヶ谷区の例: 連合町内会から推薦、市民組織から推薦、公募(応募多数の場合)は抽選)で120人程度	各地区(12の連合自治会町内会の区域)経営委員会から2名ずつ推薦、計24名で構成	(1)区域内における各活動分野における団体から推薦された者(2)区民会議の委員に応募した者(3)その他区長が必要と認めた者(全体で20人以内)	(1)区内のまちづくり会議から推薦された者(2)区内の公益的活動を行う団体から推薦された者(3)学識経験のある者(4)区内の住民(5)その他市長が特に必要と認める者(25名以内)	市町村長は、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映される者となるよう配慮しなければならない(第3項)
選出・選任方法	委員の中から運営委員30人を選ぶ(保土ヶ谷区の要領)	区長が委嘱	市長が委嘱	市長が任命	地域自治区の区域内に住所を有するものの中から市町村長が選任する(第2項)
任期	2年(再任可)	2年	2年(再任可)	2年	4年以内において条例で定める期間(第4項)
委員報酬	なし	なし	出席1回につき8,000円(専門部会は2,000円)	附属機関の委員報酬(条例の金額は12,600円)	報酬を支給しないことができる(第5項)
役割・権限	区民や行政への提言、関係機関への情報提供の要請など	1) 区政運営や区の事務事業について意見交換及び地域に関わる区の施策について区長の諮問を受け、審議し、答申 2) 地域の課題解決について情報交換、各地区経営委員会の活動に反映 3) 区の事務事業について評価、提言	1) 区における地域課題を把握、その解決を図るための方針及び方策について調査審議、2) 1)の目的を達成するために必要な事項について調査審議	区域内のまちづくりに関し以下の事項を話し合い、提案する。市長が諮問した事項、魅力や住みよさを高めること及び地域課題の解決、地域活動団体の支援や活性化、その他区民会議の目的達成に必要な事項	市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの、又は必要と認めるときについて審議、意見を述べることができる(第297条の7第1項)、市町村長は条例で定める重要事項(区域に関わるもの)を決定・変更しようとする場合には協議会の意見を聴かなければならない(同条第2項)
備考	2012年度現在で、鶴見・神奈川・保土ヶ谷・港北・青葉・瀬谷の6区のみが行政で公式な位置づけ	年4回定例会を開催(夜間開催)、議題によって部会を設置	川崎市議会議員及び神奈川県議会議員は選挙区の区の区民会議に出席・助言ができる(参考)	2012年3月、各区のビジョン(区のため)を市長に答申	指定都市は必要と認めるときは条例で区ごとに地域協議会を置くことができる(自治法第282条の20第6項)

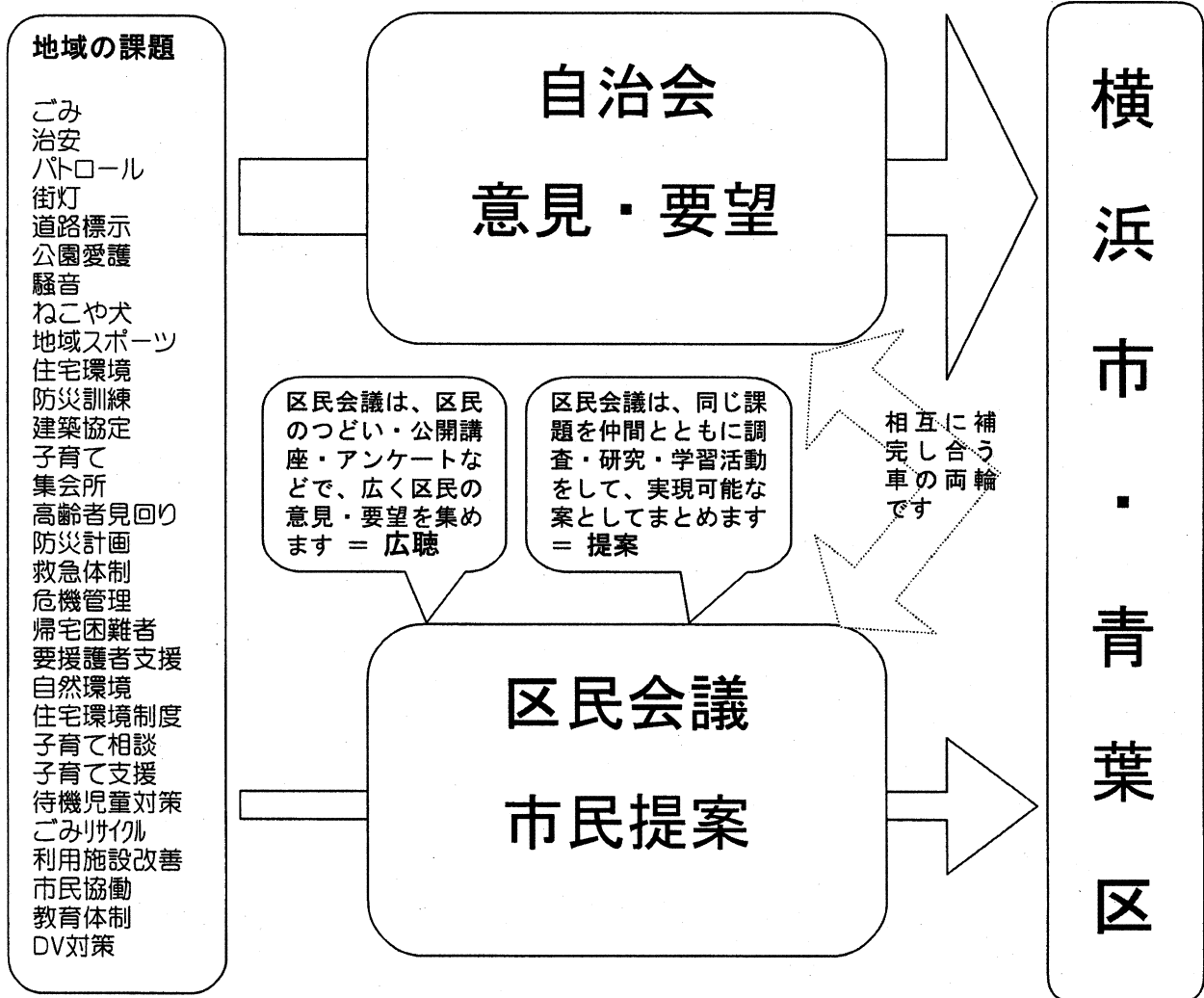
※出所:各自治体ホームページ等の情報をもとに合本作成

横浜市における「パートナーシップ型行政」の推移（概要）





# 広聴と市民提案



## (参考) 横浜市のおこなっている広聴

市長の「おじゃまします」  
ティー・ミーティング～ようこそ市長室へ～  
ぬくもりトーク  
パブリックコメント  
ヨコハマeアンケート  
市長陳情  
市民からの提案  
区民会議

区民会議は横浜市の広聴事業の一つです

みんなの声をよく聴くぞお

# 「大都市制度についての中間報告（素案）」がまとまる

—地制調が中核市・特例市制度の統合を提起—

編集部

## 専門小委員会のとりまとめ

第 30 次地方制度調査会専門小委員会では、今年 2 月から大都市制度のあり方についての検討をすすめてきたが、11 月 29 日に開催された第 24 回委員会で「大都市制度についての中間報告（素案）」（以下、中間報告と表記。）をまとめた。

中間報告には、指定都市制度、中核市・特例市制度及び都区制度の見直しが掲げられ、新たな大都市制度として「特別区の他地域への適用」と「特別市（仮称）」についても言及されている。

## 中間報告（素案）の概要

中間報告に盛り込まれた現行の大都市制度見直しの主な内容は以下のとおり。

### ①指定都市制度の見直し

「二重行政」の解消を図るための見直しとして、法定受託事務を中心に指定都市への移譲による事務処理の一元化を提起している。併せて、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場として協議会を設置し、協議を制度化する方向性が示された。

また、住民自治を強化するための見直しとして、区長を議会同意により選任する特別職とすること、市の事務の一部を区の専管事務として条例で定めること、区に教育委員会事

務局を置くことなどを「検討すべき」とした。

さらに、議会については、区選出市議会議員を構成員とする常任委員会を設置し、区長権限の事務調査等を行うこと等について、検討を提言している。

### ②中核市・特例市制度の見直し

人口 20 万以上で保健所を設置することにより中核市となる形を提案し、中核市・特例市の両制度を統合することで、一層の事務移譲を可能とする方向性が示された。

地域自治区の仕組みの活用や市議会議員の選挙区を設けるべきか、についての検討にも言及がある。

### ③都区制度の見直し

都から特別区への事務移譲のほか、特別区の区域の見直し検討にも触れている。

## 新たな大都市制度への対応

大都市地域特別区設置法が 8 月に制定されたことを受け、同法が定める総務大臣との協議事項についても、留意点が示された。

他方、一層制の大都市制度となる「特別市（仮称）」創設については、更なる検討課題があると指摘した上で、まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、引き続き検討を進めていく、との方向性が示されている。

# 大阪都構想・区割り素案公表

— 市民との議論が急がれる —

編集部

## 大阪市を7つないし5つに再編する

11月14日に大阪都構想の重要な課題の一つであった、大阪市を解体し「特別区」に再編するための「区公募の区長10人」でつくるプロジェクトチーム割り素案(4案)が「新たな区移行プロジェクト会議」に報告された。

これによると1区あたり人口30万人規模となる7区案が2種類、人口45万人規模の5区案が2種類となっている。

橋下市長は、当初の構想では中核市並みの人口30万人で8ないし9区に再編するとしてきたが、今回の案では、人口が将来減少することなどをみこしてこのようになったという。また、市の経済的な中心をなす北区と中央区を一体とするか、分割するかが判断の材料となった

※区割り案は、以下のホームページに掲載。  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikaku/shitsu/page/0000192601.html>

## 9月から6回で案をまとめる

この案は、公募区長10人によるプロジェクトチームが、9月11日から全部で6回の検討を経て11月9日に原案としたものだが、新聞報道によれば11月5日に開かれた全区長会議においては、「反対が相次ぎ、決定が先送りされ(読売新聞11月6日)」という。その後、「異論が出たため、7区案の一つで東成区の組み合わせを変更

した(読売新聞11月14日)」とある。11月14日の「新たな区移行プロジェクト会議」に間に合わせるために、結論を急いだことはないのだろうか。

案の検討にあたって「考慮すべき事項」としては、「人口規模は30万人又は50万人」、「歴史性、地域社会経済文化、交通体系」、「市民の移動・交流状況」、「将来のまちづくり」、「行政機構・施設の配置と管轄エリア」、「小中学校や保育所の設置状況、地形、選挙区」などとなっている。

## 課題と今後の方向

今後は、年度内に設置が予定される「特別区の設置に関する協議を行う協議会(「法定協」)」での協議・決定が必要となる。しかし、「法定協」設置のための条例案は、市議会にまだ提案されていない。

また、区割りだけでなく特別区の権限・仕事そして財源とあわせて議論されなければならない。そのためには、特別区と「都(大阪府)」の権限と仕事の配分、特別区と「都(大阪府)」の財政調整、特別区間の財政調整などの基本的なフレームもあわせて議論し、決めなくてはならない。

最も肝心なことは、市民間の議論である。この区割り案については、市民との意見交換は行われていない。行政や専門家だけで出した結論ありきではなく、様々な立場の意見が出され、市民同士が意見を交換する場づくりも急がれる。

## 編集後記

新潟県の市民団体が、東京電力柏崎刈羽原発の再稼働の是非を問う住民投票の実施を目指して、県内有権者から集めた有効署名数が6万8000人に達したことが明らかになり、年内にも住民投票条例制定の直接請求が行われる見通しとの新聞報道があった。

2012年に直接請求により、大阪市・東京都・静岡県各議会に提出された原子力発電所再稼働の是非を問う住民投票実施のための条例案は、いずれも否決されてきている。特に原子力発電所の立地自治体である静岡県で10月に条例案が否決されたことは、当事者の地域住民が意思表示を行う機会を封じ込めたという点で、議会の責任は極めて大きいといわざるをえない。

新潟県も立地自治体でありその動向は注目したいが、同時に彼らの地からの電力供給先は私たちが暮らす首都圏であることを再認識し、人々の関心が薄れつつあるエネルギー消費を抑制しながら年末年始を過ごさねばと、意を強くした。(谷本有美子)

2012年12月25日

### 自治研かながわ月報第137号 (2012年12月号, 通算201号)

発行所	公益社団法人	神奈川県	地方自治研究センター
発行人	上林得郎	編集人	高岡政行
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3		神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表)		FAX 045(251)3199
	<a href="http://kjk.gpn.co.jp/">http://kjk.gpn.co.jp/</a>		E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 800 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。